

# 北海道レクリエーション協会加盟団体規程

## 第1章 総則

第1条 この規程は、北海道レクリエーション協会規約（以下「規約」という。）第5条第5項の規定に基づき、加盟団体に関する事項について定める。

第2条 規約第5条第1項第1号に規定する加盟団体（以下「市町村団体」という。）は、別表1に掲げるものとする。

2 規約第5条第1項第2号に規定する加盟団体（以下「種目別団体」という。）は、別表1に掲げるものとする。

3 規約第5条第1項第3号に規定する加盟団体（以下「職域団体」という。）は、別表1に掲げるものとする。

4 規約第5条第1項第4号に規定する加盟団体（以下「領域団体」という。）は、別表1に掲げるものとする。

## 第2章 組織

第3条 市町村団体は、市町村におけるレクリエーションの総合的総括団体として適する組織を有しなければならない。

2 前項の団体名は、当該市町村名、又は地域名を冠しなければならない。

第4条 種目別団体は、それぞれの種目別の全道的団体として適する組織を有しなければならない。

第5条 職域団体は、一つの職域におけるレクリエーション活動をする組織を有しなければならない。

第6条 領域団体は、それぞれの領域等における活動団体として適する組織を有しなければならない。

## 第3章 評議員の選出

第7条 加盟団体は規約第14条第2項の規定により、各団体から1名の評議員を選出することができる。

2 加盟団体は評議員を選出した場合には、その団体の代表者から「評議員選出届（[様式1](#)）」により会長に届け出なければならない。

## 第4章 義務

第8条 加盟団体（市町村・種目別・職域・領域）は、毎年4月末までに新年度の事業計画書及び収支予算書に、次の書類を添えて 会長に届け出なければならない。

（1）会員名簿（[様式2](#)）

（2）規約

第9条 加盟団体は、毎年4月末までに前年度の事業報告書及び収支決算書を、会長に届け出なければならない。

第10条 加盟団体は、会長に対して届け出している評議員及び当該団体の会員（役員及び有資格者等）並びに規約、その他の書類に変更があった場合には、ただちに書面をもって会長に届け出なければならない。

第11条 加盟団体は、規約第23条の規定により、負担金を毎年5月末までに納入しなければならない。

2 前項に定める負担金は次のとおりとする。

（1）市町村団体 7,000円

（2）種目別団体 7,000円

（3）職域団体 10,000円

（4）領域団体 7,000円

## 第5章 加盟及び脱会

第12条 規約第5条第2項の規定により、北海道レクリエーション協会に加盟しようとする団体は、その代表者から次の書類を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書(様式3)
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 規約
- (4) 加盟組織又は単位組織一覧
- (5) 会員名簿(様式2)

第13条 加盟団体が規約第5条第3項の規定により、休会・復会及び脱会しようとする場合には、その団体の代表者から次の書類を会長に提出し、理事会の承認を経なければならない。

- (1) 休会届書(様式4)
- (2) 復会届書(様式5)
- (3) 脱会届書(様式6)

第14条 規約第5条第3項に規定する休会は、原則として2年間とする。

第15条 加盟団体が規約第5条第3項の規定により脱会したときは、既に納付した負担金等は返還しない。

### 附則

この規程は、平成6年4月30日から施行する。

この規程は、平成8年4月27日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

この規程は、平成16年4月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。